

押印を求める手続きの見直しに関する 解体工事業に係る登録等に関する省令の改正について

押印を求める手続きの見直し等のため、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第五章に基づく解体工事業に係る登録等に関する省令の一部が改正されましたのでお知らせします（公布：令和2年12月23日公布、施行：令和3年1月1日施行）。

記

1. 押印について

- (1) 省令の別記様式の押印は不要となります。
- (2) 申請・届出について、必要書類が整っていることを確認して受付を行います。

2. 改正後の別記様式について

改正後の省令の別記様式については、建設業課ホームページにも掲載します。

なお、申請者欄等に「印」の表記のある旧様式による申請書等及びすでに押印されている申請書等も受付しますので、書類を再作成いただく必要はありません。

東京都建設業課審査担当
03-5321-1111
(内)30-661、666